

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 4)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
対象業種	<p>以下、兼業している業種が 1 つでも該当すれば対象</p> <p>1 金属鉱業 2 原油・天然ガス鉱業 3 製造業 4 電気業 5 ガス業 6 熱供給業 7 下水道業 8 鉄道業 9 倉庫業 10 石油卸売業 11 鉄スクラップ卸売業 12 自動車卸売業 13 燃料小売業 14 洗濯業 15 写真業 16 自動車整備業 17 機械修理業 18 商品検査業 19 計量証明業 20 一般廃棄物処理業 21 産業廃棄物処分業 22 高等教育機関 23 自然科学研究所</p> <p>注:公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。</p>	<p>SIC(標準産業分類)コード 20~30 の製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品</li> <li>・煙草</li> <li>・繊維</li> <li>・衣服・繊維製品、</li> <li>・木材・木製品</li> <li>・家具・装備品</li> <li>・紙・紙加工品</li> <li>・印刷・出版</li> <li>・化学、石油精製</li> <li>・ゴム・プラスチック</li> <li>・革・革製品</li> <li>・窯業・土石製品</li> <li>・貴金属</li> <li>・金属加工</li> <li>・一般機械器具・コンピュータ機器</li> <li>・電気機械機器</li> <li>・輸送用機械器具</li> <li>・精密機械器具</li> <li>・その他の製造業</li> </ul> <p>1998 年度から非製造業 7 業種が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金属鉱業</li> <li>・炭鉱業</li> <li>・電力</li> <li>・RCRA-C 有害廃棄物処理処分業</li> <li>・化学物質及び化学品卸販売業</li> <li>・石油販売業</li> <li>・溶剤回収業</li> </ul> <p>連邦施設も 1994 年に追加</p>	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <p>対象とする事業活動の各部門は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー</li> <li>・金属製造、加工</li> <li>・鉱業</li> <li>・化学工業、化学製造設備</li> <li>・廃棄物管理</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー</li> <li>・金属製造、加工</li> <li>・鉱業</li> <li>・化学工業</li> <li>・廃棄物、排水管理</li> <li>・製紙業、木材製造、加工</li> <li>・集約的畜産、水産</li> <li>・飲食料分野の動植物製品</li> <li>・その他</li> </ul>
報告施設数	41,079 事業所(2004 年度)	23,811 施設(2003 年)	約 10,000 施設(2003 年)	未発効

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 5)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
報告対象となる施設又は事業者	<p>1. 第一種指定化学物質を製造、使用、もしくは取り扱う者</p> <p>2. 事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者</p> <p>※対象事業者は、事業所ごとに届出書を作成</p>	<p>「施設」とは、一つのサイト、又は隣接もしくは近接するサイトに所在する建物、設備、その他固定されたもので、同一人により所有又は操業されているもの。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、一操業者が IPPC 指令附属書 I の活動を一以上行う、同じサイト上の一以上の設備を伴う産業コンプレックスをいう。</p> <p>「設備 (installation)」とは、固定された技術ユニットで、IPPC 指令附属書 I の活動を一以上行うもの。またそのサイト上で行われている活動と技術的な関係があり、排出及び汚染に影響を及ぼす可能性のある、その他の直接的に付随する活動を行うものをいう。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、同一の自然人もしくは法人が運営する同じサイトにある一以上の設備を意味する。</p> <p>「設備 (installation)」とは、附属書 I でリストに挙げられた一以上の活動、及び当該サイトで実施される活動と技術的なつながりを持つ、また排出や汚染に影響を及ぼす可能性がある、その他の直接関連のある活動が実施される固定の技術設備一式を意味する。</p>
雇用者数	常勤従業員 21 人以上の事業者	常勤従業員 10 人以上雇用している施設(年間雇用者労働時間 20,000 時間以上)	業種毎に製造規模によるしきい値	次のいずれかを各国が選択 A 方式: 一定規模以上の施設一業種区分毎に規模のしきい値 B 方式: 従業員 10 人超
年間取扱量	<p>・対象物質の年間取扱量(製造+使用) 1トン以上(特定第一種指定化学物質は 0.5トン以上)</p> <p>※対象物質が原材料、製品等に 1%以上含まれること(特定第一種指定化学物質は 0.1%以上)</p> <p>※以下の特別要件施設に該当する場合は、年間取扱量の要件は適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱山保安法に規定する施設</li> <li>・ 下水道終末処理施設</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設</li> <li>・ (ダイオキシン類特措法に規定する施設)</li> </ul>	<p>対象物質の取扱量が、以下いずれかの操業形態で基準値以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造又は加工: 25,000 ポンド(約 11,350kg)/年</li> <li>・ その他の方法での使用: 10,000 ポンド(約 4,540kg)/年</li> <li>・ PBT 物質を年間 100 ポンド(約 45kg)以上製造、加工、又は他の方法で使用している施設。</li> <li>・ 特に残留性、蓄積性が高い PBT 物質については 10 ポンド(約 4.5kg)以上。</li> </ul>	なし	<p>次のいずれかを各国が選択</p> <p>A 方式: 物質ごと、排出媒体ごとに、排出・移動量の報告しきい値を設定 〈例〉 鉛—大気 200kg/年 —水域 20kg/年 —土壌 20kg/年 —移動 50kg/年</p> <p>B 方式: 物質毎の年間製造量等でしきい値を設定 〈例〉 鉛—製造・加工・使用 50kg/年</p>

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 6)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
排出量の報告しきい値の有無	なし	なし	物質毎に、年間排出量のしきい値。	上記参照
報告施設情報	1.事業者の名称 2.事業所の名称 3.所在地 4.事業所において常時使用される従業員の数 5.事業所において行われる事業が属する業種 6.第一種指定化学物質の排出量及び移動量(別紙) 7.担当者(問い合わせ先)	Part 1: 施設特定情報 1.報告年 2.企業秘密情報 3.報告責任者(氏名、職名、署名、日付) 4.施設(名称、ID No.、住所、郵便番号、技術担当者名、緯度・経度、SIC コード、D&B 番号、RCRA ID、NPDES 許可番号、地下注入井戸コード(UIC)ID) 5.親会社情報(名称、D&B 番号)	施設の特定 1.親会社の名前 2.施設の名前 3.施設の住所/都市 4.郵便番号/国 5.位置の経・緯度 6.NACEコード(4桁) 7.主な経済活動 8.生産量(任意) 9.規制主体(任意) 10.設備数(任意) 11.年間操業時間数(任意) 12.従業員数(任意) 附属書 I 事業活動/工程(事業コード) 4. 事業 ..... 委員会への提出日 加盟国における担当者(電話、FAX、E-mail)	特定書式の提示なし
取扱量報告の有無	報告なし	・サイト内の当該物質の最大保有量 ・生産量増減比率	(任意事項として)生産量	言及なし
排出量	1.第一種指定化学物質の名称 2.第一種指定化学物質の号番号 3.排出量 ・大気への排出 ・公共用水域への排出(排出先の河川、湖沼、海域等の名称) ・当該事務所における土壌への排出(埋立処分以外) ・当該事業所における埋立処分	Part2: 化学物質別情報 1.有害物質の特定(CAS 番号、物質・分類名、一般名、ダイオキシン・ダイオキシン類各種類の分類) 2.混合物組成の特定(供給者が使用している一般名) 3.施設内における製造、加工、使用形態 4.サイト内の当該物質の最大保有量 5.各環境媒体への排出量 (媒体:大気(非点源・点源)、水、地下注入、埋立処分地) (項目:総排出量、推定基礎)	大気へのしきい値を超える汚染物質排出データ 1.汚染物質 ..... 水へのしきい値を超える汚染物質排出データ 1.汚染物質 .....	汚染物質の大気、水、及び土壌への排出

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 7)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
土壌への排出報告	あり	△(埋立処分のみ)	なし	あり
廃棄物の移動量	廃棄物の移動量(マス)		廃棄物移動量の報告なし	・年間 2 トンを超える有害廃棄物、又は年間 2,000 トンを超える非有害廃棄物のオフサイトへの移動。
	廃棄物の移動量(廃棄物中の有害物質)	4. 移動量 ・下水道への移動 ・当該事業所の外への移動		・一定のしきい値を超える、排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動
		6. サイト外への廃棄物中の有害物質の移動 (公共処理施設への移動: 総移動量、算定方法、移動先及び住所)(他のサイト外への移動: 名称、住所、処理方法)  7A. サイト内での廃棄物処理方法・効率(処理方法、流入濃度範囲、廃棄物処理推定効率、運転記録利用の有無)		
排出削減活動	報告なし	8. 排出源の削減及びリサイクル活動 ・サイト内・外での処分量 ・サイト内・外でのエネルギー回収量・リサイクル量・処理量 ・修復措置、天災、又は生産工程に関係のない一度限りの出来事のため結果排出された量 ・生産比率又は事業活動指標* ・報告年において行った当該化学物質に対する排出源削減措置及び方法 ※上記各項目について前年、当該年、翌年、翌々年を記入	報告なし	報告なし
その他特徴ある項目	特になし	7B. サイト内のエネルギー回収工程 7C. サイト内のリサイクル工程	特になし	特になし
廃棄物処理施設や埋立処分場などに対する特別の配慮の有無	他法令に基づき測定項目となっている対象物質のみ排出量を把握し、届け出ればよい。	・有害廃棄物処分及び溶剤回収施設向け報告ガイダンス(134 頁)	なし	なし

※生産比率又は事業活動指標(Production Ratio or Activity Index): 前年度からの生産量の増減を示す生産量比率、生産活動以外の事業活動(例えば生産設備や金型の洗浄)の増減を示す事業活動指標を見ることで、実際の施設の環境パフォーマンスを知ることができる。

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 8)

事項	日本	米国	EU/EPER
集計データの公開	◇届出排出量及び移動量の集計結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別</li> <li>・ 都道府県別</li> <li>・ 全国</li> </ul> ◇届出外排出量の集計結果 ◇移動体からの排出量	◇ Public Data Release report (PDR) 当該年の TRI データと傾向についての情報の一般概要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンサイト/オフサイト排出・処分量データ</li> <li>・ 業種別の排出データ</li> <li>・ トップ 10 郡</li> <li>・ トップ 50 施設</li> <li>・ 鉛・水銀・ダイオキシンの業種・州別のデータ</li> <li>・ 廃棄物中の化学物質量</li> <li>・ リサイクルデータ</li> <li>・ エネルギー回収データ</li> <li>・ オンサイト/オフサイトで処理された化学物質量</li> </ul> ◇州ごとの State Fact Sheets も PDR レポートと合わせて毎年公表される。	◇ 旧 EU 加盟 15 ヶ国の物質別、事業活動別、排出媒体別の集計データ
集計データの公表時期(2003 年度)	◇ 2005 年 3 月 18 日	◇ 2005 年 5 月 11 日	◇ 2004 年 2 月 23 日(2001 年度データのウェブサイト上での公表)
集計データの公表頻度	毎年	毎年	3 年ごと
集計データ公表ウェブサイト	◇ PRTR データ集計結果 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/">http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/</a> 又は <a href="http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html">http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html</a>	◇ Public Data Release 及び State Fact Sheet  <a href="http://www.epa.gov/tri/tridata/index.htm#pdr">http://www.epa.gov/tri/tridata/index.htm#pdr</a>	◇ EU15/Member States Overview  <a href="http://www.eper.cec.eu.int/eper/Emissions_member_state.asp?i=">http://www.eper.cec.eu.int/eper/Emissions_member_state.asp?i=</a>

注:PRTR 議定書は未発効であり、まだデータの公表は行われていないため、本表(その 8)以降省略した。

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 9)

事項	日本	米国	EU/EPER
届出外データの公表	<p>◇ 届出外排出量の集計結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象業種のうち届出要件の対象外となるもの</li> <li>非対象業種</li> <li>家庭</li> <li>移動体</li> </ul>	<p>TRI 制度の下では公表なし</p> <p>※1996 年 TRI データ報告までには非点源排出データも公表されていたが、その後 1999 年データから、「国家排出インベントリー (NEI : National Emission Inventory)」の下で、<b>大気への排出についてのみ</b>非点源排出データを公表するようになった模様。</p> <p>※NEI の下での非点源排出データ(郡ごとに推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭やオフィスビルなど報告要件に該当しない小規模点源排出</li> <li>野火や農業などの非点源排出</li> <li>移動体(自動車、航空機、船舶)</li> </ul> <p>※NEI の対象物質は CO、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、VOC、PM<sub>2.5</sub>、PM<sub>10</sub>、アンモニア</p>	<p>公表なし</p> <p>※但し 2007 年の排出データから実施される予定の新たな E-PRTR 規則の下では、加盟国による非点源排出の報告が求められるようになる。</p> <p>※2005 年 12 月に公表された E-PRTR 規則のガイダンス(案)では、最初の試行的段階として、対象 91 物質に対し、<b>大気、水、土壌への排出について</b>、道路交通、船舶輸送、空輸、農業、建設、溶剤使用、家庭での燃料燃焼、化石燃料小売、小規模事業者について、既存の排出データのインベントリーを整理する、とある。</p>
施設毎の個別データ	◇ 開示請求による	◇ 施設毎の個別データの公表	◇ 施設毎の個別データの公表
報告項目に対する公表状況(企業秘密除く)	<p>開示請求があった場合は、以下の情報を開示。</p> <p>◇ 事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)</p> <p>◇ 事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報</p> <p>◇ 第一種指定化学物質の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気への排出量</li> <li>公共用水域への排出量及び排出先の名称</li> <li>土壌への排出量</li> <li>下水道への移動量</li> <li>事業所外への移動量</li> </ul>	<p>◇ 「IV. 報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。</p> <p>◇ 「IV. 報告内容-②」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。</p> <p>◇ 「IV. 報告内容-③」の「排出削減活動」に示した項目について全てを公表。</p>	<p>◇ 「IV. 報告内容-①」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。</p> <p>◇ 「IV. 報告内容-②」の「排出量」に示した項目について全てを公表。</p>
ウェブ上のデータベース	なし	<p>◇ TRI Explorer</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出データ(報告年、場所、物質名、施設名で絞り込み)</li> <li>州ごとの集計データ(State Fact Sheet)</li> <li>廃棄物の移動量・処分量</li> </ul> <p><a href="http://www.epa.gov/triexplorer/">http://www.epa.gov/triexplorer/</a></p> <p>◇ TOXNET システム</p> <p>環境又は人の健康に関心を持つ人向けに、TRI データと健康情報をアクセス可能にしたオンラインデータベース</p> <p><a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/">http://toxnet.nlm.nih.gov/</a></p>	<p>◇ EPER データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物質名</li> <li>施設名</li> <li>事業活動</li> <li>EU15 加盟国全体の集計データ及び EU15 加盟国ごとのデータ</li> <li>地図検索</li> </ul> <p><a href="http://www.eper.cec.eu.int/eper/SubLevel.asp?level=1&amp;i=">http://www.eper.cec.eu.int/eper/SubLevel.asp?level=1&amp;i=</a></p>
地図検索機能	なし	あり	あり

## 5. 環境汚染物質排出移動登録の導入に関する理事会勧告(仮訳)

[OECD C(96)41/FINAL]

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構(OECD)に係る協定第5b)条に鑑み、

「各個人は公的機関が所有する環境に関する情報に適切にアクセスでき意志決定のプロセスに参画する機会を有するとともに、各国は情報を広く利用可能なものとするにより市民の関心と参画を促進する」旨が記載され、全てのOECD加盟国が署名した、国連環境開発会議(1992年6月3日～14日)の報告書(アジェンダ21)の原則10に鑑み、

アジェンダ21第19章、特に、排出登録プログラムといった有害化学物質に係るデータベースと情報システムを、政府は産業界の協力を得て改善すべきであり、化学物質のリスクに係る広範囲な認知が化学物質の安全性に不可欠である旨の記述に鑑み、

いくつかの加盟国と欧州共同体が、各種排出源からの環境汚染物質の排出と移動に係るデータを収集し、市民がそれにアクセス可能となるようにしつつあることに留意し、

OECD域内における多数の個別企業と産業界が、環境汚染物質の排出と移動に係る情報を自主的に提供していることに留意し、

多数の非加盟国が、環境汚染物質の排出と移動に係る自国のデータの収集と公表のための手法を検討していることに留意し、

OECD事務局が、加盟国政府やその他の関係組織の支援のもとで、環境汚染物質排出移動登録の整備を目指している政府の支援を目的とする政府用ガイダンスマニュアルを準備していることに留意し、

経済発展を促進すると同時に、潜在的な有害性を有する環境汚染物質の排出量及び移動量を削減することが、持続可能な開発を達成するための基盤であることを認識して、

環境政策委員会の提案のもとに、

I. 以下を勧告する。

- (1) 加盟国は、環境汚染物質排出移動登録 (PRTR) のための OECD 政府用ガイドンスマニュアルに記された原則と情報を基礎として、PRTR 制度を適切に構築し、実施し、かつ一般に利用可能なものとするよう取り組むこと。
- (2) 加盟国は、PRTR 制度を構築するにあたり、本勧告の不可欠な部分である附属書に含まれた一連の原則を考慮すること。
- (3) 加盟国は、このような制度を実施した結果を、加盟国間であるいは非加盟国との間で定期的に共有していくことを検討すること。特に国境地帯において得られたデータの共有を、関係の隣国との間で重点的に検討すること。

II. 以下を指示する。

- (1) 環境政策委員会は、加盟国による取組を本勧告から 3 年後に、またその後の進捗状況を定期的に、レビューして、理事会に報告すること。
- (2) 環境政策委員会は、要請があった場合には、PRTR 制度の創設を意図している非加盟国に対する支援について、他の国際機関・団体に対し、OECD としてどのような協力が可能かを検討すること。



## 附 属 書

### PRTR 制度の構築に係る原則

- (1) PRTR 制度は、全ての環境媒体への潜在的に有害な排出・移動の発生源及び量を特定することにより、人と環境に影響を与え得るリスクの同定と評価に活用されるデータを提供すべきである。
- (2) PRTR のデータは、より環境保全型の技術(クリーナー・テクノロジー)の導入を促進すること等により、排出源における汚染の防止を推進するために活用されるべきである。各国政府は、環境政策の進捗状況を評価するとともに、各国の環境目標をどの程度達成したか、あるいは達成できるかを評価するために、PRTR データを活用しうる。
- (3) PRTR 制度を考案する際には、政府は利害関係者と協力して制度の一連の目標と目的を策定し、報告者、政府そして社会全体に対する潜在的な利益とコストを推定すべきである。
- (4) PRTR 制度は、人や環境に対し潜在的に有害な排出・移動物質を、適当な数だけ対象とすべきである。
- (5) PRTR 制度は公的部門と私的部門の双方を適切に含むとともに、対象物質を排出・移動する可能性がある施設のみではなく、適切な場合には非点源排出源も対象とすべきである。
- (6) 報告の重複を減らすため、PRTR 制度は許認可や操業許可といった既存の情報源と、実行可能な範囲において統合されるべきである。
- (7) PRTR 入力データを提供するための自主的、強制的な報告メカニズムの双方を、制度の目標及び目的を最もよく達成するという観点で検討すべきである。
- (8) 環境政策目標の達成に役立つよう、PRTR の包括制が考慮されるべきである。例えば、非点源からの排出を含めるか否かについては、当該国の状況や当該データの必要性から決定されるものである。
- (9) PRTR の結果は、全ての利害関係者に対して、適切な時期に、かつ定期的に、アクセス可能とすべきである。
- (10) 全ての PRTR 制度は、途中段階での評価を可能とし、必要性の変化に応じて利害関係者により変更し得るような柔軟性を有するべきである。

- (11) データの取扱及び制度の管理は、入力と出力の検証及び排出・移動の地理的な同定が可能なものとするべきである。
- (12) PRTR 制度は、可能な限り他国の PRTR 制度と比較及び協力が可能で、類似の国際的データベースと調和可能なものとするべきである。
- (13) 目標と目的のニーズを最もよく満足する実施メカニズムについて、利害関係者と合意すべきである。
- (14) PRTR 制度を構築する全体プロセス及びその実施・運営は、透明かつ客観的であるべきである。